

熊本県公報

第 1 1 4 0 7 号
平成 18 年 5 月 19 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施……………(商工政策課) 1
- 天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)……………(水産振興課) 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認……………(団体支援総室) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全青少年課) 4

公 告

- 熊本県建築計画概要閲覧規程の改正……………(建築課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 5
- 県有財産の売却……………(管財課) 5
- 平成 18 年度情報化研修……………(情報企画課) 6

登 載 依 頼

- 運転免許センター防犯設備保守点検業務委託……………(警察本部運転免許課) 8
- 運転免許センター消防設備保守点検業務委託……………(") 10
- 運転免許センター AV システム保守点検業務委託……………(") 12
- 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分に関する規則……………(警察本部交通指導課) 14
- 熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則……………(") 41
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………(選挙管理委員会) 43

正 誤

- 平成 18 年 1 月 16 日熊本県選挙管理委員会告示第 4 号(政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表について)中……………(選挙管理委員会) 43

告 示

熊本県告示第 552 号
計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、水俣市、葦北郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。
平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
芦北町	平成 18 年 6 月 19 日	午前 10 時から午後 3 時まで	芦北町農村環境 改善センター	非自動はかり(計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
芦北町	平成 18 年 6 月 20 日	午前 10 時から正午まで	JA あしきた吉 尾支所	
芦北町	平成 18 年 6 月 20 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	芦北町役場大野 出張所	
芦北町	平成 18 年 6 月 21 日	午前 10 時から午前 11 時半ま で	芦北町福祉セン ター	
芦北町	平成 18 年 6 月 21 日	午後 1 時から午後 3 時まで	芦北町社会教育 センター	
芦北町	平成 18 年 6 月 22 日	午前 10 時から午後 3 時まで	芦北町社会教育 センター	
津奈木町	平成 18 年 6 月 26 日	午前 10 時から午後 4 時まで	農業就業改善セ ンター	
水俣市	平成 18 年	午前 10 時から正午まで	水俣市愛林館	

	6 月 27 日		
水俣市	平成 18 年 6 月 27 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	JA あしきた東 部支所
水俣市	平成 18 年 6 月 28 日	午前 9 時から正午まで	湯の鶴温泉セン ター
水俣市	平成 18 年 6 月 28 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	水俣市総合体育 館
水俣市	平成 18 年 6 月 29 日	午前 9 時から午後 4 時まで	水俣市総合体育 館
水俣市	平成 18 年 6 月 30 日	午前 9 時から午後 2 時半まで	水俣市総合体育 館

2 所在場所検査

実施 期 日	実 施 場 所
平成 18 年 6 月 19 日から 平成 18 年 7 月 14 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものによっては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 553 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許の存続期間、免許予定日並びに免許申請期間を次のとおり定めた。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 免許の内容たるべき事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (2) 漁業の時期 | 〃 |
| (3) 漁場の位置 | 〃 |
| (4) 漁場の区域 | 〃 |
| 2 地元地区 | 〃 |
| 3 制限又は条件 | 〃 |
| 4 免許予定日 | 平成 18 年 9 月 1 日 |
| 5 申請期間 | 平成 18 年 6 月 15 日から平成 18 年 7 月 18 日まで |
| 6 免許の存続期間 | |

漁場計画番号	存続期間
天区第 121 号から天区第 127 号まで	免許の日から 平成 25 年 8 月 31 日まで

別表

漁場計画番号 天区第 121 号

1 免許の内容たるべき事項

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 漁業種類及び漁業の名称 | 第 1 種区画漁業 真珠養殖業 |
| (2) 漁業の時期 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| (3) 漁場の位置 | 天草市御所浦町御所浦地先 |
| (4) 漁場の区域 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 |
| 基点 1 | 熊本県漁場基点天第 255 号（天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端） |
| ア | 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 351 度・1,180 メートルのところ |
| イ | 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 350 度・1,260 メートルのところ |
| ウ | 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 355 度・1,280 メートルのところ |
| エ | 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 356 度・1,200 メートルのところ |
| 2 地元地区 | 天草市御所浦町 |
| 3 制限又は条件 | |
| (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 | |

漁場計画番号 天区第 122 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 273 号 (天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)
 ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度・430 メートルのところ
 イ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 350 度・395 メートルのところ
 ウ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 347 度 30 分・585 メートルのところ
 エ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 359 度 30 分・610 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 123 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 255 号 (天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端)
 ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 346 度 30 分・1,120 メートルのところ
 イ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 344 度 45 分・1,190 メートルのところ
 ウ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 349 度・1,235 メートルのところ
 エ 基点 1 と串ヶ崎南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 350 度 45 分・1,165 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 124 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 255 号 (天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端)
 ア 基点 1 と天草市御所浦町牧島串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 339 度・1,050 メートルのところ
 イ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 335 度・1,140 メートルのところ
 ウ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 337 度 10 分・1,170 メートルのところ
 エ 基点 1 と串ヶ崎南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 341 度・1,085 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 125 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 (3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 217 号 (天草市栖本町猪子田漁港沖の瀬堤防南側取付基部)
 ア 基点 1 と天草市栖本町古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 345 度 13 分・704 メートルのところ
 イ 基点 1 と古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 347 度 8 分・846 メートルのところ
 ウ 基点 1 と古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 355 度 45 分・835 メートルのところ

- エ 基点 1 と古江南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 355 度 5 分・686 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市栖本町
- 3 制限又は条件
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 126 号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 406 号（熊本県漁場基点天第 224 号（落人鼻南端）と平瀬島東端を見通した線から天第 224 号を基点として右へ 288 度 10 分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ）
- ア 基点 1 と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 259 度 30 分・225 メートルのところ
- イ 基点 1 と小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 322 度・335 メートルのところ
- ウ 基点 1 と小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 357 度 30 分・245 メートルのところ
- エ 基点 1 と小島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 204 度 30 分・55 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 127 号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 211 号（天草市下浦町下血塚島東端）
- ア 基点 1 と天草市下浦町戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 324 度 45 分・708 メートルのところ
- イ 基点 1 と戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 315 度 45 分・765 メートルのところ
- ウ 基点 1 と戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 321 度 30 分・933 メートルのところ
- エ 基点 1 と戸の崎鼻西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 329 度 15 分・889 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市下浦町
- 3 制限又は条件
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

熊本県告示第 554 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 5 月 20 日熊本県告示第 443 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 5 月 19 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

千丁加入区

熊本県告示第 555 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として平成 18 年 5 月 11 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	人妻社長秘書パイプで濡れる (新東宝) 援助交際物語したがるオンナたち (新東宝) ノーパン女医 吸い尽くして (新日本) ハードレスピアンクイック&ディープ (新東宝) 痴漢狂想曲 過激タッチ合戦 (大蔵) ロリ色の誘惑 させたがり (新東宝) ミスピーチ 巨乳は桃の甘み (オーピー映画) 美少女図鑑 汚された制服 (オーピー映画) 痴漢電車 魅せます巨乳 (オーピー映画) 赤い縄 果てるまで (日活) 痴漢スチュワーデス・黒タイトの太股 (新日本映像) 好色ドクター 不倫のすすめ (新東宝) 痴漢電車 挑発する淫ら尻 (オーピー映画) 変態体位 いやらしい性生活 (オーピー映画) 義兄不倫 飢えた妹 (新日本映像) 巨乳未亡人・もっと激しく (新東宝)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 398 号

熊本県建築計画概要書閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建築計画概要書閲覧規程の一部を改正する規程
 熊本県建築計画概要書閲覧規程 (昭和 46 年 1 月 30 日熊本県告示第 92 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。
 (趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 11 条の 4 第 1 項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書 (以下「概要書」という。) の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則
 この規程は、告示の日から施行する。

熊本県公告第 399 号

宇城市豊野町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
 平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	林 田 勝 次	宇城市豊野町糸石 3027 番地の 3
就任 理事	里 方 弘 毅	宇城市豊野町糸石 1628 番地

熊本県公告第 400 号

県有財産を次のとおり売却する。
 平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
 第 1 号物件 天草市牛深町字鬼塚 2061 番 21 宅地 1,699.79 平方メートル

- 第 2 号物件 最低売却価格 31,100,000 円
天草市牛深町字須口 1048 番 2
宅地 379.33 平方メートル
最低売却価格 9,930,000 円
- 2 入札期日
第 1 号物件 平成 18 年 6 月 22 日 (木) 午前 10 時
第 2 号物件 平成 18 年 6 月 22 日 (木) 午前 11 時
- 3 入札場所
天草市牛深町 2286 番 103 天草市牛深支所 2 階大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 18 年 6 月 19 日 (月) 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 18 年 7 月 5 日 (水)
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

熊本県公告第 401 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称 平成 18 年度情報化研修業務
- (2) 委託業務の概要
平成 18 年度情報化研修に係る講師及び補助員の派遣並びに操作研修の実施等
- (3) 委託業務の詳細 入札説明書による。
- (4) 委託期間 契約締結の日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託業務の実施場所 熊本県庁行政棟新館 9 階 OA 研修室
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、委託料総額とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下、「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種04情報関連機器類の操作研修）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- ア 過去2営業年度において、次のアプリケーションソフトの操作に係る研修又は講習の合計時間数が年間500時間以上の実績を有すること。
- | | |
|-----------|---------------------|
| ワープロソフト | Microsoft社製「Word」 |
| 表計算ソフト | Microsoft社製「Excel」 |
| データベースソフト | Microsoft社製「Access」 |
- ※ Microsoft、Word、Excel、Accessは、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標である。
- イ 過去1年以上在籍しており、平成19年3月末まで在籍の見込みがある常勤のインストラクターを3人以上有すること。
- ウ 過去1年間に対象受講者10人以上で、前記アプリケーションソフトいずれかの操作に係る研修又は講習を500時間以上行った実績を有するインストラクターを本委託業務に派遣できること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間
平成18年5月19日（金曜）から平成18年5月25日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札手続等
- (1) 担当課
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館9階）
電話 096-383-1111 内線 3091
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ア 期間
平成18年5月19日（金曜）から平成18年5月30日（火曜）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- イ 場所
4の(1)に掲げる場所に同じ。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期間及び場所
- ア 期間
平成18年5月19日（金曜）平成18年5月30日（火曜）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- イ 場所
4の(1)に掲げる場所に同じ。
- (4) 入札保証金 入札説明書による。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- ア 日時
平成18年6月1日（木曜）午後1時30分（ただし、郵便による入札の受領期限は、平成18年5月31日（水曜）午後5時まで）
- イ 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館9階 情報企画課
- ウ 方法
（5）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無

- 効に該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定の方法 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊運免公告第 202 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター防犯設備保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター防犯設備保守点検業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「通信施設保守」の資格を有すると決定された者、又は、営業種目「その他」で取扱業種「警備用機器の保守及び警備用中央監視設備保守」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 5 月 19 日（金）から平成 18 年 5 月 25 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成18年5月19日(金)から平成18年5月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係(熊本県運転免許センター2階)
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話番号 096-233-0110 内線312
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成18年5月19日(金)から平成18年5月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成18年5月30日(火)午前10時から
 - イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県警察本部運転免許課 会議室(熊本県運転免許センター2階)
 - (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年5月29日(月)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
 - (5) 入札保証金免除申請書の提出期限及び場所
 - ア 平成18年5月19日(金)から平成18年5月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 提出場所
5に記載のとおり
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札

- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 203 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター消防設備保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター消防設備保守点検業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「消防用設備保守」の資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去 2 年の間に、不活性ガス消火設備を設置する施設の消防設備保守点検業務の実績がある者。
- (3) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこ

- と。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年5月19日(金)から平成18年5月25日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年5月19日(金)から平成18年5月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係(熊本県運転免許センター2階)
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年5月19日(金)から平成18年5月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年5月30日(火)午前11時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県警察本部運転免許課 会議室(熊本県運転免許センター2階)
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年5月29日(月)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- (5) 入札保証金免除申請書の提出期限及び場所
ア 平成18年5月19日(金)から平成18年5月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 提出場所
5に記載のとおり
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ

- たつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 204 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター AV システム保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター AV システム保守点検業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「その他」取扱業種「各種機械・機器類等の保守点検・修理」の入札資格を有すると決定された者であること。又は、要綱により入札参加資格を有すると決定された者のうち、過去 2 年の間に、運転免許センターに設置する装置と種類をほぼ同じくする装置の保守点検を行った実績を有する者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 5 月 19 日（金）から平成 18 年 5 月 25 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 18 年 5 月 19 日（金）から平成 18 年 5 月 29 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 5 月 19 日（金）から平成 18 年 5 月 29 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 5 月 30 日（火）午後 2 時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター 2 階）
 - (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 5 月 29 日（月）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

- (5) 入札保証金免除申請書の提出期限及び場所
 ア 平成 18 年 5 月 19 日（金）から平成 18 年 5 月 29 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 イ 提出場所
 5 に記載のとおり
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 無
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公安委員会規則第 13 号

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則を次のように定める。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則
 （趣旨）

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 51 条の 4 の規定に基づき熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が納付を命ずる放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（放置違反金納付命令書）

第 2 条 法第 51 条の 4 第 4 項の規定による命令（同条第 10 項の規定による場合を除く。）は、放置違反金納付命令書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

2 放置違反金の納期限は、放置違反金納付命令書を発した日から 14 日以内とする。

3 放置違反金納付命令書について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

4 前項の公示送達は、納付命令公示送達書（別記様式第 2 号）を公安委員会の掲示板に掲示して行う。この場合において、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、放置違反金納付命令書の送達があったものとみなす。

（弁明通知書）

第 3 条 法第 51 条の 4 第 6 項の規定による通知は、弁明通知書（別記様式第 3 号）により行うものとする。

2 法第 51 条の 4 第 6 項の弁明書の提出期限は、弁明通知書を発した日から 14 日以内とする。

3 法第 51 条の 4 第 7 項の規定による掲示は、弁明通知公示送達書（別記様式第 4 号）により行うものとする。

（放置違反金（仮納付）返還通知書等）

第 4 条 法第 51 条の 4 第 12 項の規定による通知は、放置違反金（仮納付）返還通知書（別記様式第 5 号）により行うものとする。この場合において、公安委員会は、通知を受けた者から放置違反金（仮納付）返還請求書（別記様式第 6 号）を徴するものとする。

（督促状）

第 5 条 法第 51 条の 4 第 13 項の督促状の様式は、別記様式第 7 号のとおりとし、その送達は、納期限の経過後 20 日以内に行うものとする。

2 督促状によって指定する期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

3 第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は、督促状について準用する。この場合において、第 2 条第 3 項中「放置違反金納付命令書」とあるのは「督促状」と、同条第 4 項中「納付命令公示送達書（別記様式第 2 号）」とあるのは「督促状公示送達書（別記様式第 8 号）」と、「放置違反金納付命令書」とあるのは「督促状」と読み替えるものとする。

（延滞金）

第 6 条 法第 51 条の 4 第 13 項の規定による督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合（当該納期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間については、年 7.2 パーセントの割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

（1）第 2 条第 3 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する公示送達を行ったとき。

（2）前号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納期限までに納付することができなかつたことについて災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項に規定する延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。

（催告）

第 7 条 公安委員会は、法第 51 条の 4 第 13 項の規定による督促を行ったにもかかわらず、督促を受けた者が放置違反金を納付しないときは、催告することができる。

2 前項の規定による催告を書面により行う場合は、催告状（別記様式第 9 号）により行うものとする。

3 公安委員会は、第 1 項の規定による催告を行ったにもかかわらず、放置違反金の納付が行われなときは、財産差押予告通知書（別記様式第 10 号）により通知するものとする。

（滞納処分）

第 8 条 公安委員会は、法第 51 条の 4 第 14 項に規定する放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務を、警察職員のうちから指定した者（以下「徴収職員」という。）に行わせるものとする。

2 徴収職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証（別記様式第 11 号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 公安委員会又は徴収職員が、地方税の例による滞納処分を行う場合に作成する様式は、次に掲げるとおりとする。

（1）預貯金等の調査にあつては、預貯金等調査依頼書（別記様式第 12 号）又は金融機関の預貯金等の調査証（別記様式第 13 号）

（2）債権を差し押える旨の通知にあつては、債権差押通知書（別記様式第 14 号）

（3）債権を差し押えたときに作成する調査書にあつては、差押調書（別記様式第 15 号）

（4）差押えを解除したときの通知にあつては、差押解除通知書（別記様式第 16 号）

（5）債権の差押えにより第三債務者から給付を受けた金銭を配当するときの計算書にあつては、配当計算書（別記様式第 17 号）

- 4 公安委員会は、配当計算書を交付するときは、併せて放置違反金徴収済確認書（別記様式第 18 号）を交付するものとする。
 - 5 公安委員会は、第 3 項第 5 号の金銭の公金振替を行ったときは、充当計算書（別記様式第 19 号）により滞納者に交付するものとする。
（放置違反金納付命令取消通知書等）
- 第 9 条 法第 51 条の 4 第 17 項の規定による通知は、放置違反金納付命令取消通知書（別記様式第 20 号）又は放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（別記様式第 21 号）により行うものとする。
- 2 公安委員会は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書により通知を行ったときは、通知を受けた者から放置違反金還付請求書（別記様式第 22 号）を徴するものとする。
（放置車両使用状況等報告要求書）
- 第 10 条 法第 51 条の 5 第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求は、放置車両使用状況等報告要求書（別記様式第 23 号）により行うものとする。
（委任）
- 第 11 条 この規則に定めるもののほか、放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が定める。
- 附 則
この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

熊公委達第 号
年 月 日

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

殿

熊本県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知書により納付期限までに納付してください。

記

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納 付 の 期 限	年 月 日まで
納 付 の 場 所	納入通知書裏面記載の金融機関
納付命令の理由	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様

注 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

(教示事項)

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

照 会 先
〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

弁 明 通 知 書

殿

熊本県公安委員会 印

あなたに対する、下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第 5 1 条の 4 第 6 項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、放置違反金に相当する額を仮納付することができます。

記

弁明通知書の番号	第 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
予定される納付命令の内容	金 円 の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様
弁明書の提出先	熊本県公安委員会 (熊本県警察本部交通指導課経由) 〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0
弁明書の提出期限	年 月 日 必着
備考	年 月 日までに、上記違反について違反行為をした者が道路交通法第 1 2 8 条第 1 項の規定による反則金を納付した場合、又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先 (昼間、連絡可能な電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

放置違反金 (仮納付) 返還通知書

殿

熊本県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 2 項の規定により通知します。

また、あなたが仮納付した金額は返還しますので、同封の「放置違反金 (仮納付) 返還請求書」に必要事項を記載の上、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	金 円

照 会 先
〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0

別記様式第 6 号 (第 4 条関係)

放置違反金 (仮納付) 返還請求書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

〒 -

住 所 _____

電 話 () - _____

氏 名 _____ ㊟

金 額	金	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

1 振込先金融機関店舗名

銀行

支店

2 振込口座名 (カタカナ)

(普通・当座) 口座番号 _____

- 注 1 電話番号は、昼間に連絡可能な携帯電話等の番号を記載してください。
- 2 氏名欄には必ず押印してください。
- 3 郵便局は、振込先金融機関として指定することはできません。
- 4 振込口座は、請求者本人の口座に限ります (口座種別も必ず指定してください。)
- 5 振込先金融機関を指定できない方は、放置違反金 (仮納付) 返還通知書の照会先に連絡してください。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係) (表)

熊公委達第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を命令しましたが、納付期限 (年 月 日) を経過しても納付されていませんので、同条第 1 3 項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により納付してください。

指定納付期限までに納付されないときは、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、納付された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	納付命令の番号	放置違反金	延滞金
	第 号	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納付書裏面記載の金融機関

- 注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関で納付してください。
 なお、納付した場合は、納付書に添付されている領収書が放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 延滞金については、裏面を御覧ください。

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

照 会 先
〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0

(裏)

○ 延滞金について

1 延滞金は、放置違反金が納付期限までに納付されないときに成立します。

延滞金は、原則として、放置違反金の納付期限の翌日から起算してその放置違反金を納付した日までの期間に応じ、その放置違反金の額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額です。ただし、放置違反金の納付命令に係る納付期限の翌日から督促に係る納期限までの間については、その放置違反金の額に年 7.2 パーセントの割合を乗じて計算した額とします。

$$\text{延滞金の額} = \frac{\text{放置違反金} \times \text{延滞日数} \times 14.5\% (7.2\%)}{365 \text{日}}$$

※ 放置違反金納付命令に係る納付期限の翌日から督促に係る納期限までの間の延滞金率（年 7.2 パーセント）については、各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とします。

※ 年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

2 延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てとします。

別記様式第 8 号 (第 5 条関係)

熊公委第 号

督 促 状 公 示 送 達 書

下表左欄に掲げる者に対して、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 3 項の規定による放置違反金の納付命令に係る督促を行いますので通知します。

なお、督促状は、熊本県警察本部交通指導課に保管していますから、督促を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

記

1 督促を受ける者の氏名及び督促の件名

督促を受ける者の氏名	督促の件名

2 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第 5 条第 3 項の規定により、この公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、督促状の送達があったものとみなされます。

別記様式第9号（第7条関係）

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

催 告 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第13項の規定により、放置違反金の納付を命令しましたが、納付期限の（ 年 月 日）を経過しても納付されていませんので催告します。

先に送付しました納付書により納付してください。

納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、納付された後、この催告状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

年度	納付命令の番号	放置違反金	延滞金
	第 号	円	円

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書により、納付書裏面記載の金融機関で納付してください。

なお、納付した場合は、納付書に添付されている領収書が放置違反金等を納付したことを証する書面となりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、督促状作成の日までのものです。

照 会 先	
〒862-8610	熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第 1 0 号 (第 7 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

財 産 差 押 予 告 通 知 書

下記の放置車両の放置違反金等については、これまでに電話や督促状などにより納付をお願いしておりますが、いまだに納付されていません。

つきましては、年 月 日までに、納付されるようお願いいたします。

期日までに納付されないときは、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

記

納付命令の番号	納 付 期 限	放置違反金	延 滞 金	計
合 計				

注 1 延滞金については、年 月 日までのものです。

2 特別な事情により納付できないときは、期日までに電話又は来訪の上、相談してください。

照 会 先
〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

(表)

第 号		
徴 収 職 員 証	写 真	
所属		
氏名		5.5 6.0
年 月 日 生		
年 月 日		
熊 本 県 公 安 委 員 会 印		
	8.5	
	9.0	

(裏)

この証票は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 105 号）第 5 1 条の 4 第 4 項及び同条第 1 3 項の規定により、熊本県公安委員会が納付を命ずる放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えを行う徴収職員であることを証明するものである。

本証は、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により滞納処分を執行するときは、必ず携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。

備考

- 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 2 写真は、縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルとする。

別記様式第 1 2 号 (第 8 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

預貯金等調査依頼書

殿

熊本県公安委員会 印

放置違反金等の徴収（道路交通法第 5 1 条の 4）のために必要がありますので、御多忙中、誠に恐縮ですが、下記の者について、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項及び国税徴収法第 1 4 1 条並びに道路交通法第 5 1 条の 5 第 2 項の規定により、下記の事項を照会しますので、添付している調査回答書により御回答願います。

なお、お手数ですが、各支店についても調査いただき、該当があったときは、支店名の教示をお願いします。

記

1 住所及び氏名

住 所
氏 名

2 調査事項

- (1) 預貯金の有無
- (2) 預貯金の口座種別、口座番号及び預貯金残高
- (3) 最終の出入金日
- (4) 貸付の有無
- (5) 貸付の種類及び現在の貸付残高
- (6) 保護預かり及び貸金庫の有無
- (7) その他参考となる事項

照会庁取扱者

熊本県警察本部交通指導課

徴収職員

印

回答先 〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県警察本部交通指導課
電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0

別記様式第 1 3 号 (第 8 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

金融機関の預貯金等の調査証

殿

熊本県公安委員会 印

放置違反金等の滞納処分のため、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項及び国税徴収法第 1 4 1 条並びに道路交通法第 5 1 条の 5 第 2 項の規定により、下記の者（預貯金の名義は異なっているが同一であると認められるものを含む。）に関する銀行取引を調査する必要があることを証する。

記

- 1 住所及び氏名
住 所
氏 名
- 2 調査対象預金
- 3 調査対象貸付金

調査担当者	熊本県警察本部交通指導課 徴収職員 印
-------	---------------------

別記様式第 1 4 号 (第 8 条関係)

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

熊公委達第 年 月 日 号

債 権 差 押 通 知 書

殿

熊本県公安委員会
熊本県警察本部交通指導課
徴収職員 ㊦

滞納金額を徴するため、下記債権を差し押さえますので、差押債権は、履行期限までに熊本県公安委員会あてにお支払ください。

なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払は無効です。
記

滞 納 者 (債 権 者)	住居等							
	氏名							
滞 納 金 額	年度	科 目	納付命令番号	納期限	金 額	延滞金	滞納処分費	備 考
	本通知書作成の日までに徴収すべき金額							円
差 押 債 権	債務者	住居等				氏名		
履行期限								
差押調書謄本 (滞納者あて) を受領しました。 年 月 日 立会人氏名 ㊦								
債権差押通知書 (第三債務者あて) を受領しました。 年 月 日 () 氏名 ㊦								

注 延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

別記様式第 1 5 号 (第 8 条関係)

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

熊公委達第 年 月 日 号

差 押 調 書

殿

熊本県公安委員会
熊本県警察本部交通指導課
徴収職員 ㊟

滞納金額を徴するため、下記債権を差し押さえましたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項及び国税徴収法第 5 4 条の規定により本調書を作成します。

記

滞納者 <small>(債権者)</small>	住居等								
	氏名								
滞納金額	年度	科目	納付命令番号	納期限	金額	延滞金	滞納処分費	備考	
	本通知書作成の日までに徴収すべき金額							円	
差押債権	債務者	住居等					氏名		
履行期限									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日 立会人氏名 ㊟									
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。									
年 月 日 () 氏名 ㊟									

注 1 滞納者は、この差押え後は債権の取立てその他の処分をすることができません。
 2 延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

別記様式第 1 6 号 (第 8 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

差 押 解 除 通 知 書

殿

熊本県公安委員会
熊本県警察本部交通指導課
徴収職員 ㊟

下記の財産の差押えを解除します。

記

滞 納 者	住 居 等		
	氏 名		
差 押 解 除 財 産	名 称 、 数 量 、 性 質 、 所 在 等		差 押 年 月 日
			年 月 日
備 考			

照 会 先
〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0

別記様式第 1 8 号 (第 8 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

放 置 違 反 金 徴 収 済 確 認 書

殿

熊本県公安委員会 印

下記の放置違反金の納付命令については、既に放置違反金を徴収しました。

記

違 反 番 号	
車 両 番 号	
納付すべき者	
徴収年月日	

注 本書は、道路交通法第 5 1 条の 7 第 1 項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣に提示される場合に限って有効です。

照 会 先	
〒 8 6 2 - 8 6 1 0	熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0

別記様式第 1 9 号 (第 8 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

充 当 決 定 書 (計 算 書)

殿

熊本県公安委員会 印

下記のとおり充当を決定しましたので通知します。
記

滞 納 者	納付命令番号							
	住 居 等							
	氏 名							
収 入				支 出				
種 目		金 額		種 目		金 額		
支 出 (充 当) 内 訳	年度	科 目	納付命令番号	納期限	金 額	延 滞 金	滞納処分費	備 考
	計							
充 当 後 の 滞 納 金 額								
滞 納 金 額	年度	科 目	納付命令番号	納期限	金 額	延 滞 金	滞納処分費	備 考
	計							

別記様式第20号（第9条関係）

熊公委第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

殿

熊本県公安委員会 印

あなたに対する「放置違反金の納付命令に関する件（第 号）」
については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規
定により通知します。

記

理 由	
金 額	金 円

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第 2 1 号 (第 9 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消 (兼) 還付通知書

殿

熊本県公安委員会 印

あなたに対する「放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)」
については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 7 項の規定により通知します。

また、あなたが納付した金額は返還しますので、同封の「放置違反金還付請求書」に必要事項を記載の上、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	金 円

照 会 先
〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (0 9 6) 3 8 1 - 0 1 1 0

別記様式第22号（第9条関係）

放 置 違 反 金 還 付 請 求 書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

〒 -

住 所 _____

電 話 () - _____

氏 名 _____ ㊟

金 額	金	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

1 振込先金融機関店舗名 _____

銀行 支店

2 振込口座名（カタカナ） _____

（普通・当座）口座番号 _____

- 注1 電話番号は、昼間に連絡可能な携帯電話等の番号を記載してください。
- 2 氏名欄には必ず押印してください。
- 3 郵便局は、振込先金融機関として指定することはできません。
- 4 振込口座は、請求者本人の口座に限ります（口座種別も必ず指定してください。）。
- 5 振込先金融機関を指定できない方は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書の照会先に連絡してください。

別記様式第23号（第10条関係）

熊公委達第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

放置車両使用状況等報告要求書

車両番号（ ）号の使用状況等について、道路交通法第51条の5第1項の規定により、下記事項についての報告又は資料の提出を要求します。

記

車 名 等	
使 用 者 名	
回 答 期 限	年 月 日まで
報 告 等 要 求 事 項	

注1 報告を要求された方は、下記照会先まで文書により回答してください。資料の提出を要求された方は、要求事項を証明する書類を下記照会先まで送付してください。

2 あなたが報告した事項又は提出した資料は、上記車両に対する放置違反金の納付命令に関する参考事項とさせていただきます、その他のことには使用しません。

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

熊本県公安委員会規則第 14 号

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第 1 条 熊本県道路交通規則(昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号カ(オ)中「移動に」を「移動のために」に、「及び」を「、放置車両確認機関が行う放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両並びに」に、「調査業務に」を「調査業務のために」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 74 条の 2 第 5 項」を「第 74 条の 3 第 5 項」に改める。

第 19 条中「第 74 条の 2 第 6 項」を「第 74 条の 3 第 6 項」に改める。

別記様式第 13 号を次のように改める。
別記様式第 13 号（第 19 条第 1 項関係）

熊公委第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

熊本公安委員会 印

道路交通安全法第 74 条の 3 第 6 項の規定により、あなたが選任された次の
安 全 副安全 運転管理者は、

次の理由により不適格と認めますので解任することを命じます。

勤 務 先 名 称	
職務上の地位	
氏名年月日	年 月 日生
理 由	

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 聴聞の通知を行政手続法第 15 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第 2 条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成 14 年熊本県公安委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 74 条の 2 第 1 項」を「第 74 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 1 項第 2 号」を「第 9 条の 9 第 1 項第 2 号」に改める。

第 7 条第 3 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 10 条の表中「第 74 条の 2 第 6 項」を「第 74 条の 3 第 6 項」に改める。

別記様式第 12 号の 2 を次のように改める。

別記様式第 12 号の 2 削除

別記様式第 12 号の 3 中の「第 75 条の 2 第 2 項」を「第 75 条の 2 第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 19 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	異動事項	新旧
自由民主党熊本県参議院選挙区第三支部	会計責任者	田上 文孝 西村 好
自由民主党熊本県第二選挙区支部	会計責任者	岡村 和正 大仁田 貞夫
田口信夫後援会	代表者	迫田 隆弘 本田 富士信
田口信夫後援会	会計責任者	澤邊 訓民 本田 道男
野田たけし青年部菊水支部	事務所の所在地	玉名郡和水町久井原 1057 玉名郡菊水町長小田 326-2
三浦一水後援会一水会	会計責任者	鎌木 又男 西村 好
三浦一水後援会	会計責任者	星子 利弘 村田 ひで子
熊青同志会	事務所の所在地	熊本市江越一丁目 6-8 熊本市神水 1-6-3

正 誤

平成 18 年 1 月 16 日熊本県選挙管理委員会告示第 4 号(政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表について)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	表中	磯部 季男	磯辺 季男

